

水道料金改定の基本的な考え方について

- 1 諮問1「水道料金の改定について」の審議の進め方について 資料1
- 2 鳥取市水道局の現行の水道料金及び財務状況について 資料2
- 3 水道料金算定要領に基づく水道料金算定フロー 資料3
- 4 平成 26 年度答申「水道料金の改定について」の抜粋及び資料 資料 4

諮問1「水道料金の改定について」の審議の進め方について

H28第3回会議

①水道料金改定の基本的な考え方



H28第4回会議

②財政収支計画の検討

(水需要予測・施設計画)



H28第5～6回会議

③料金改定案の検討

(総括原価の分解・配分・配賦による比較検討)



H28第7回会議

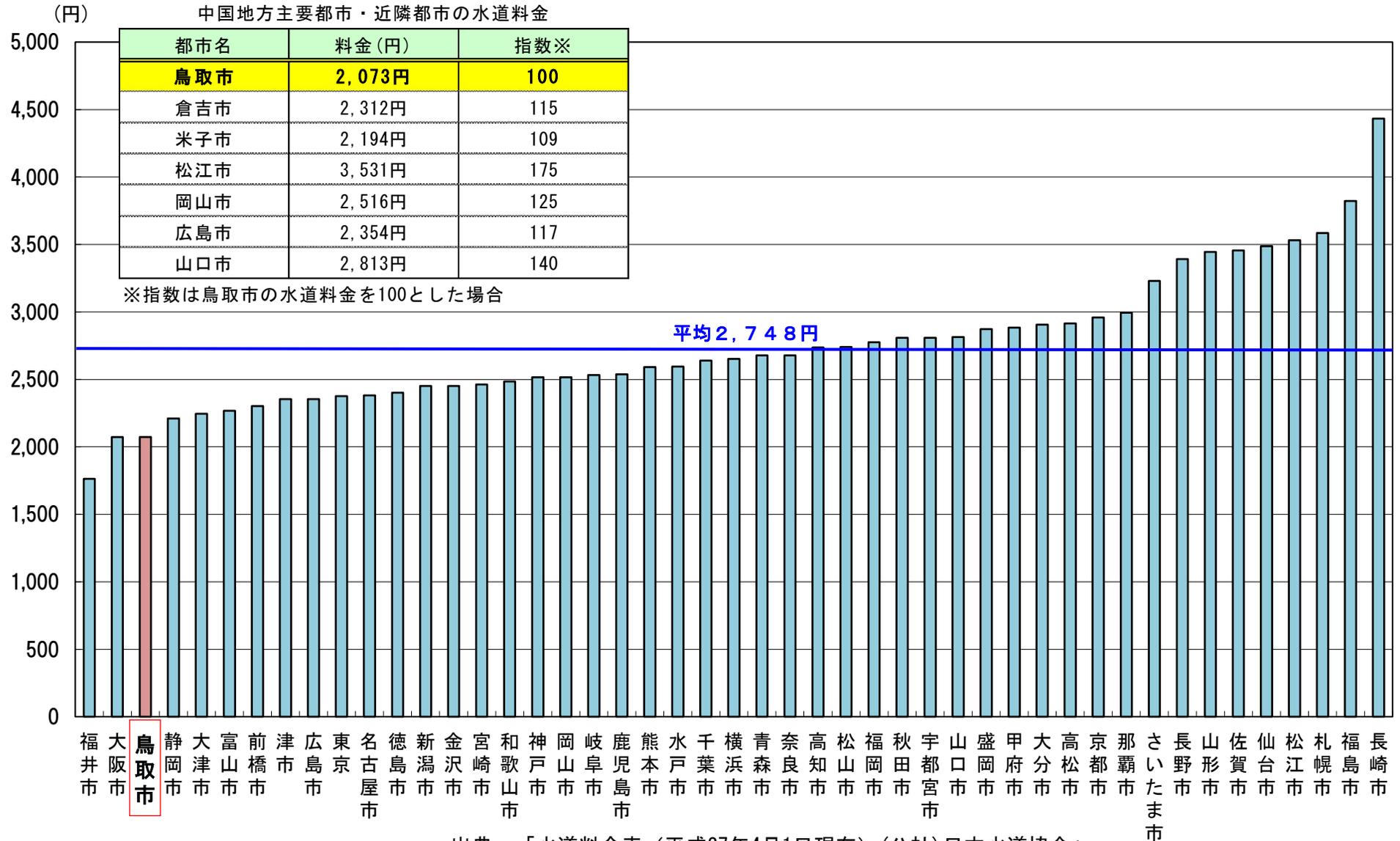
④諮問1答申案の検討

(基本料金・従量料金の確定)

鳥取市水道局の現行の水道料金及び財務状況について

資料2-1 県庁所在地の1か月当たりの水道料金(税込)の状況

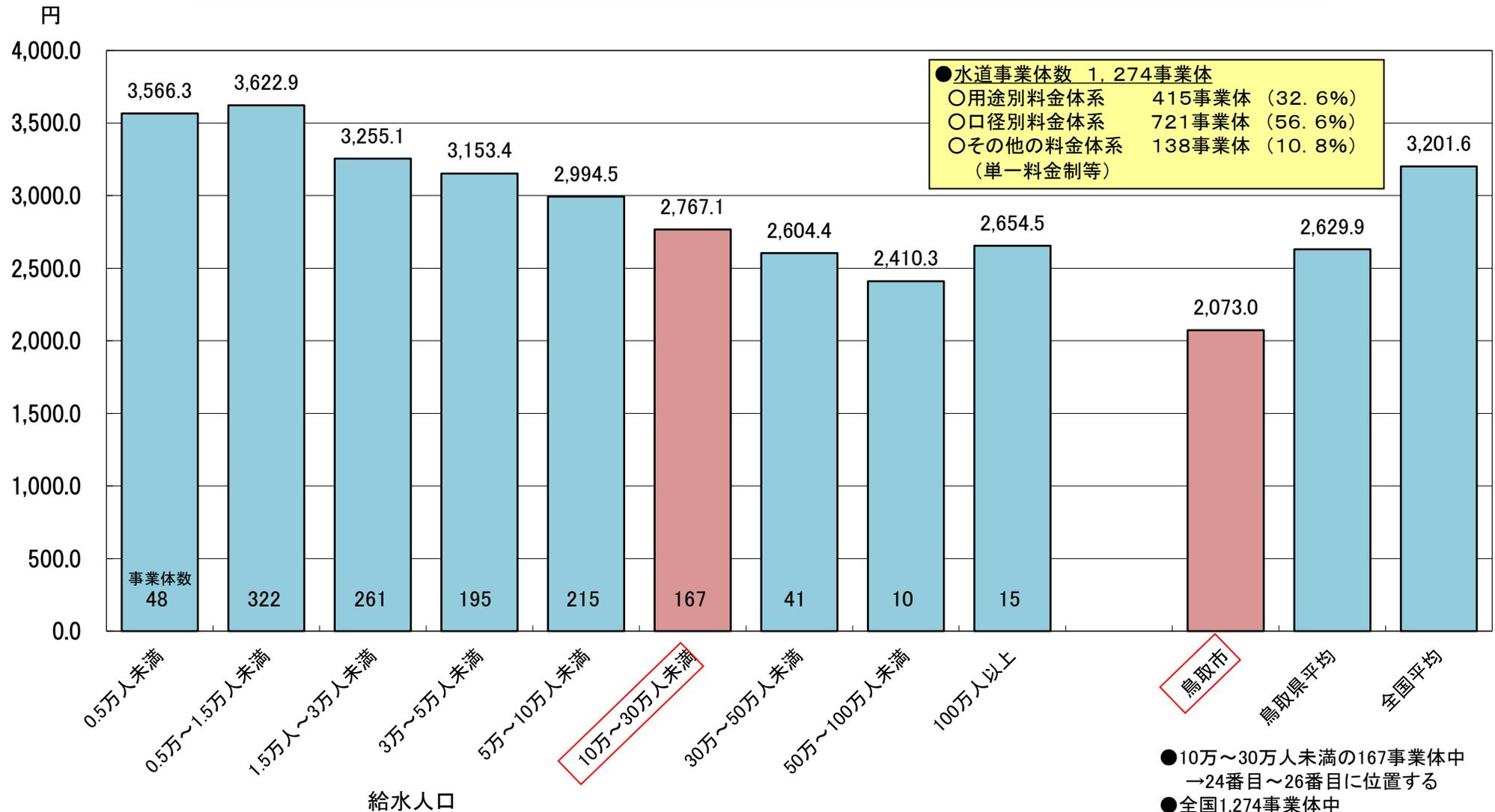
(家事用[一般用]またはメーター口径13mmで1か月20m³使用した場合)



出典：「水道料金表（平成27年4月1日現在）（公社）日本水道協会」

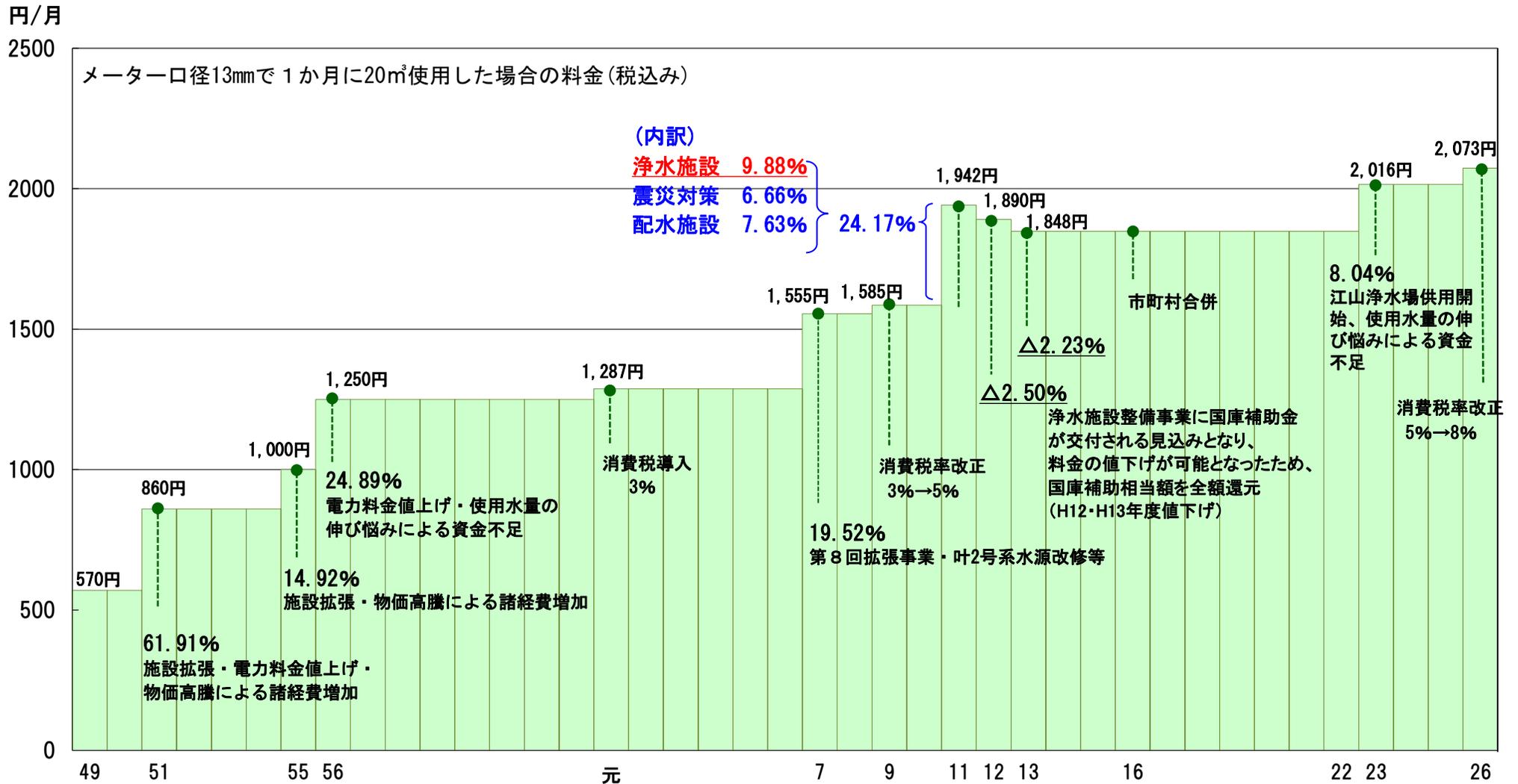
資料2-2 給水人口規模別家事用[一般用]平均水道料金(税込)の状況

(家事用[一般用]またはメーター口径13mmで1か月20m³使用した場合)

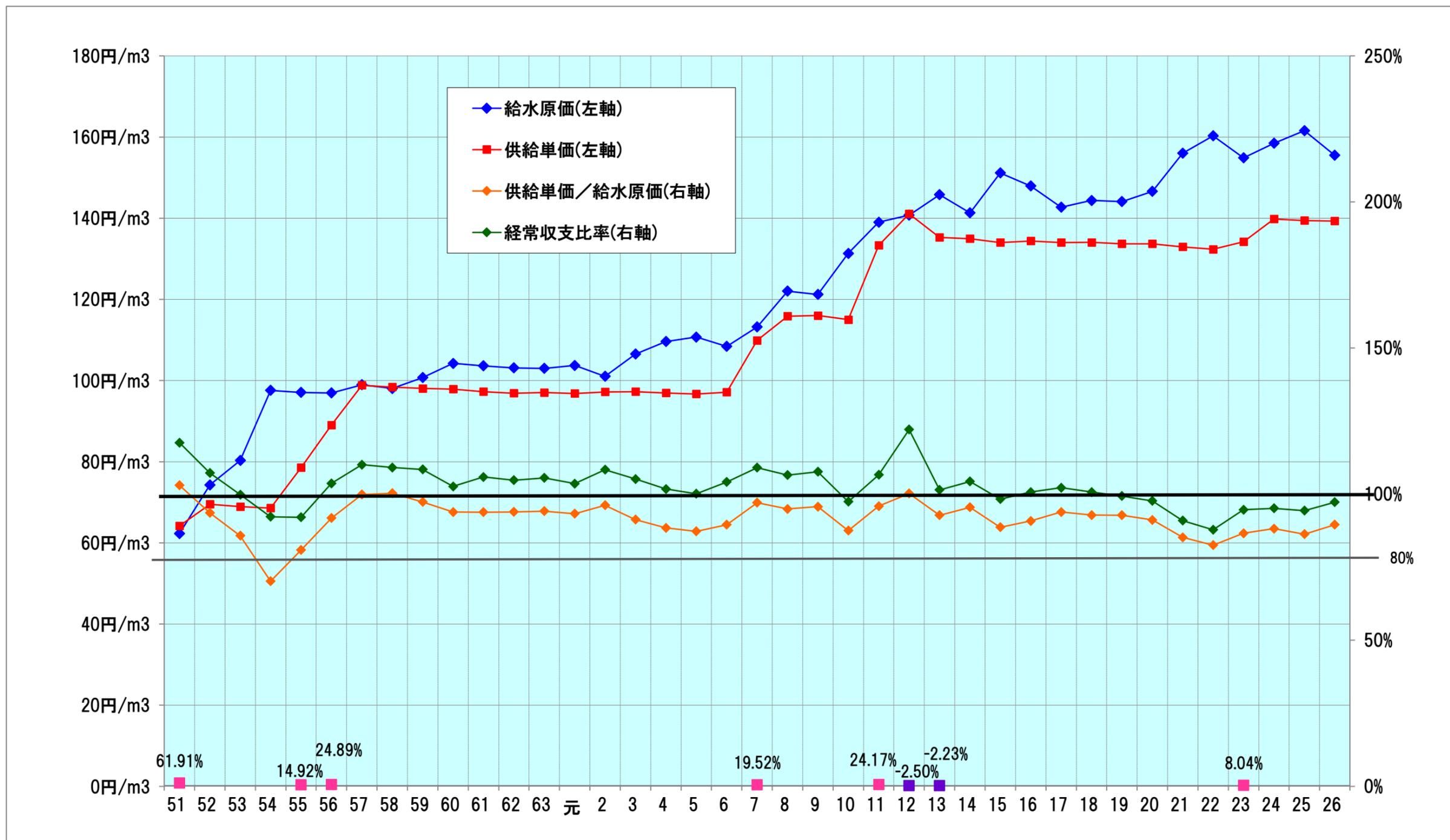


出典：「水道料金表（平成27年4月1日現在）（公社）日本水道協会」

資料2-3 水道料金の変遷(鳥取地域)



資料2-4 財政状況の推移

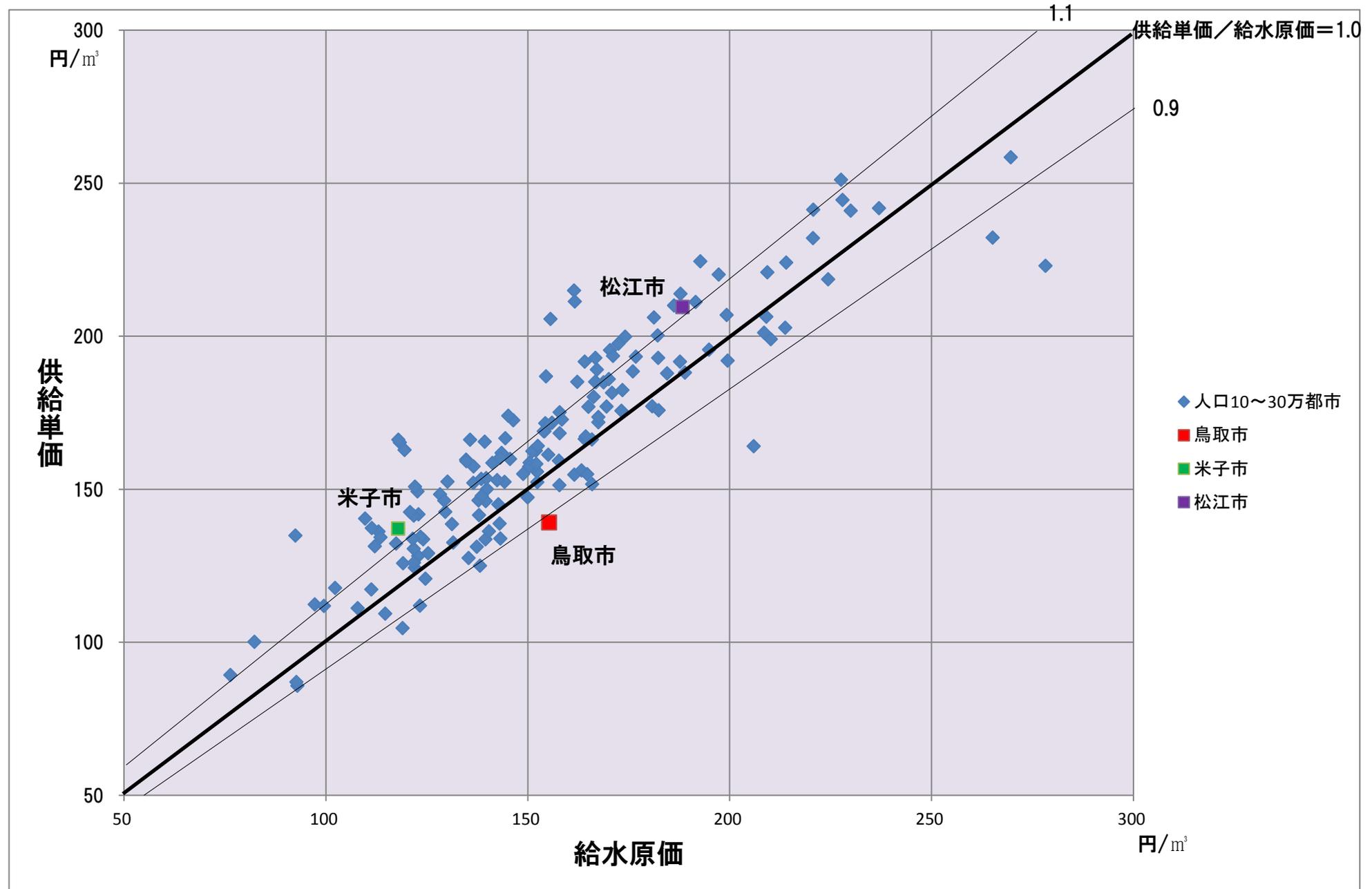


供給単価・・・水道水1 m³あたりの水道料金の平均単価(給水収益÷有収水量)

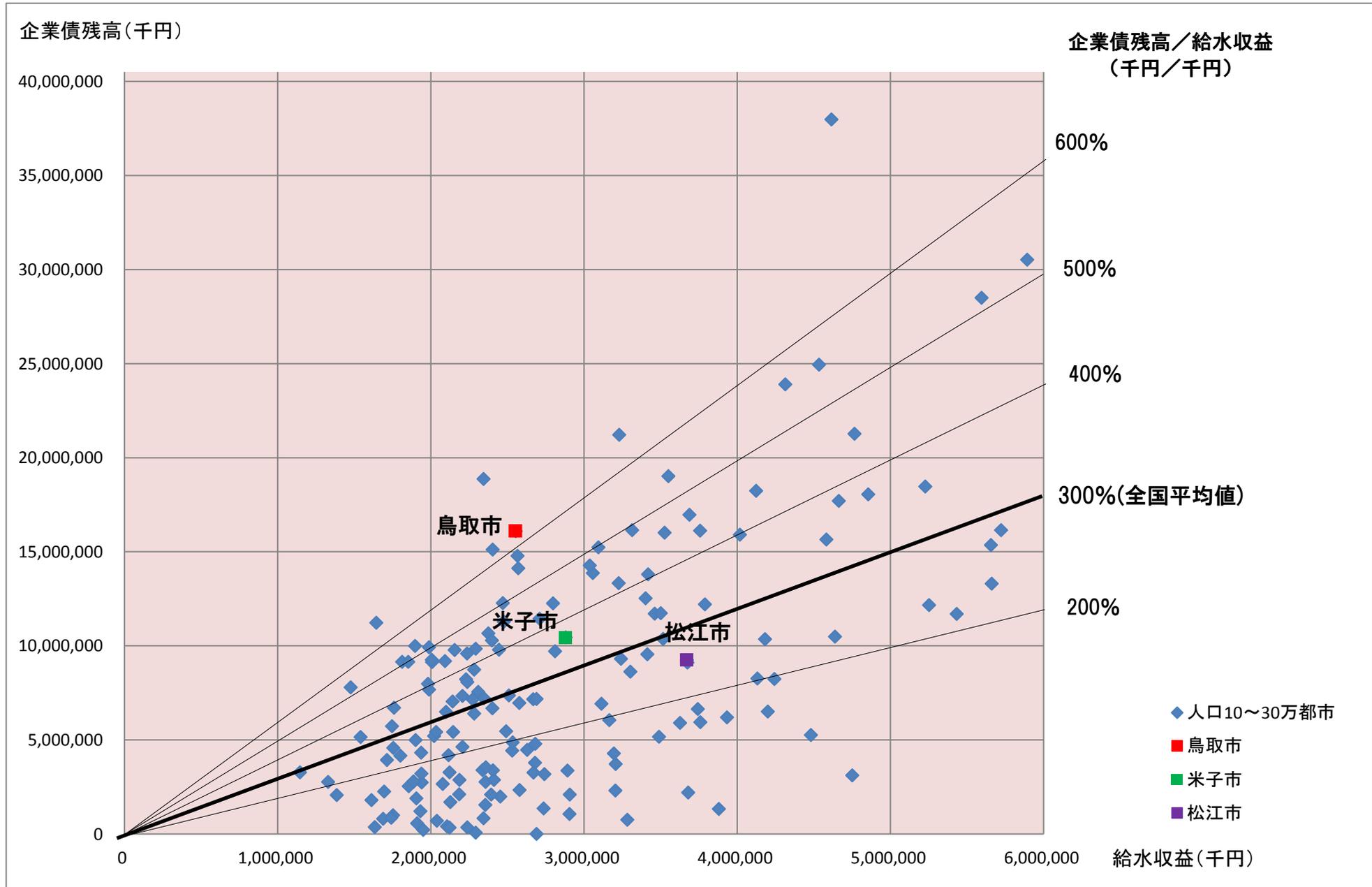
給水原価・・・水道水を1 m³作るために必要とする経費([経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+付帯事業費)]/有収水量)

経常収支比率・・・経常収益の経常費用に対する割合([営業収益+営業外収益]/[営業費用+営業外費用]×100)

資料2-5 供給単価と給水原価の比較分布グラフ(給水人口10~30万の167都市)

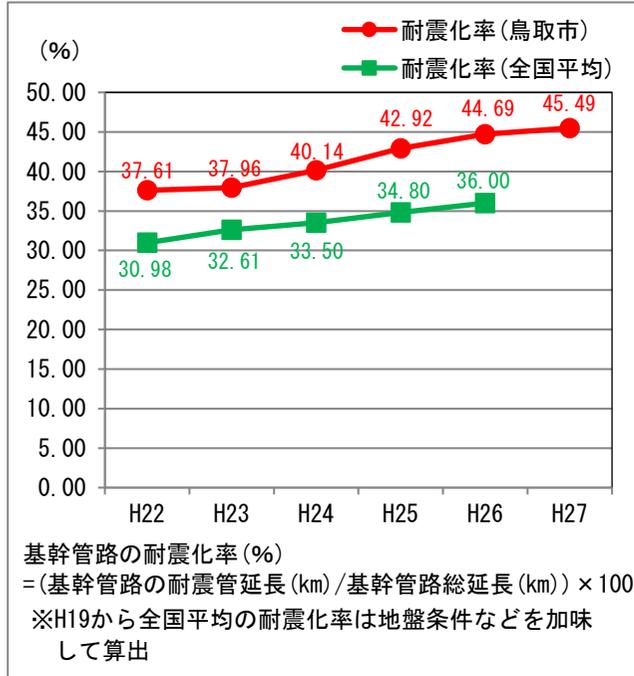


資料2-6 給水収益と企業債残高の比較分布グラフ(給水人口10~30万の167都市)



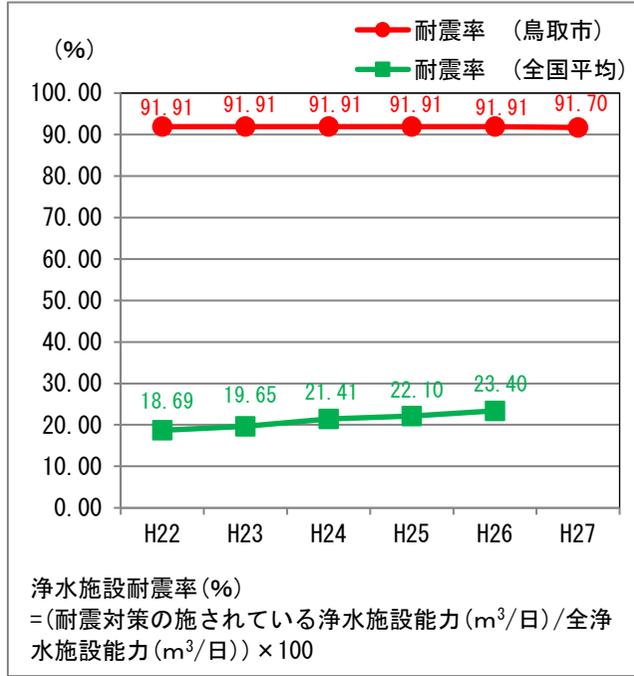
資料2-7 地震対策3指標

① 基幹管路耐震化率



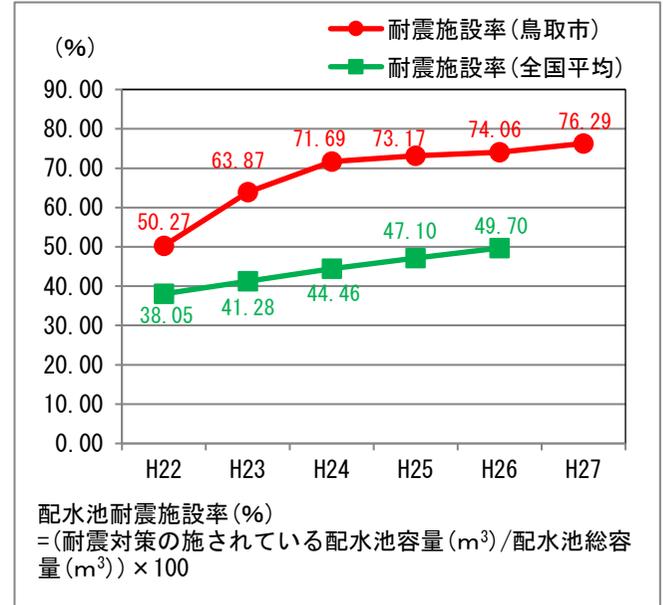
	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
耐震化率(鳥取市)	%	37.61	37.96	40.14	42.92	44.69	45.49
耐震化率(全国平均)	%	30.98	32.61	33.50	34.80	36.00	

② 浄水施設耐震率



	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
耐震率(鳥取市)	%	91.91	91.91	91.91	91.91	91.91	91.70
耐震率(全国平均)	%	18.69	19.65	21.41	22.10	23.40	

③ 配水池耐震施設率

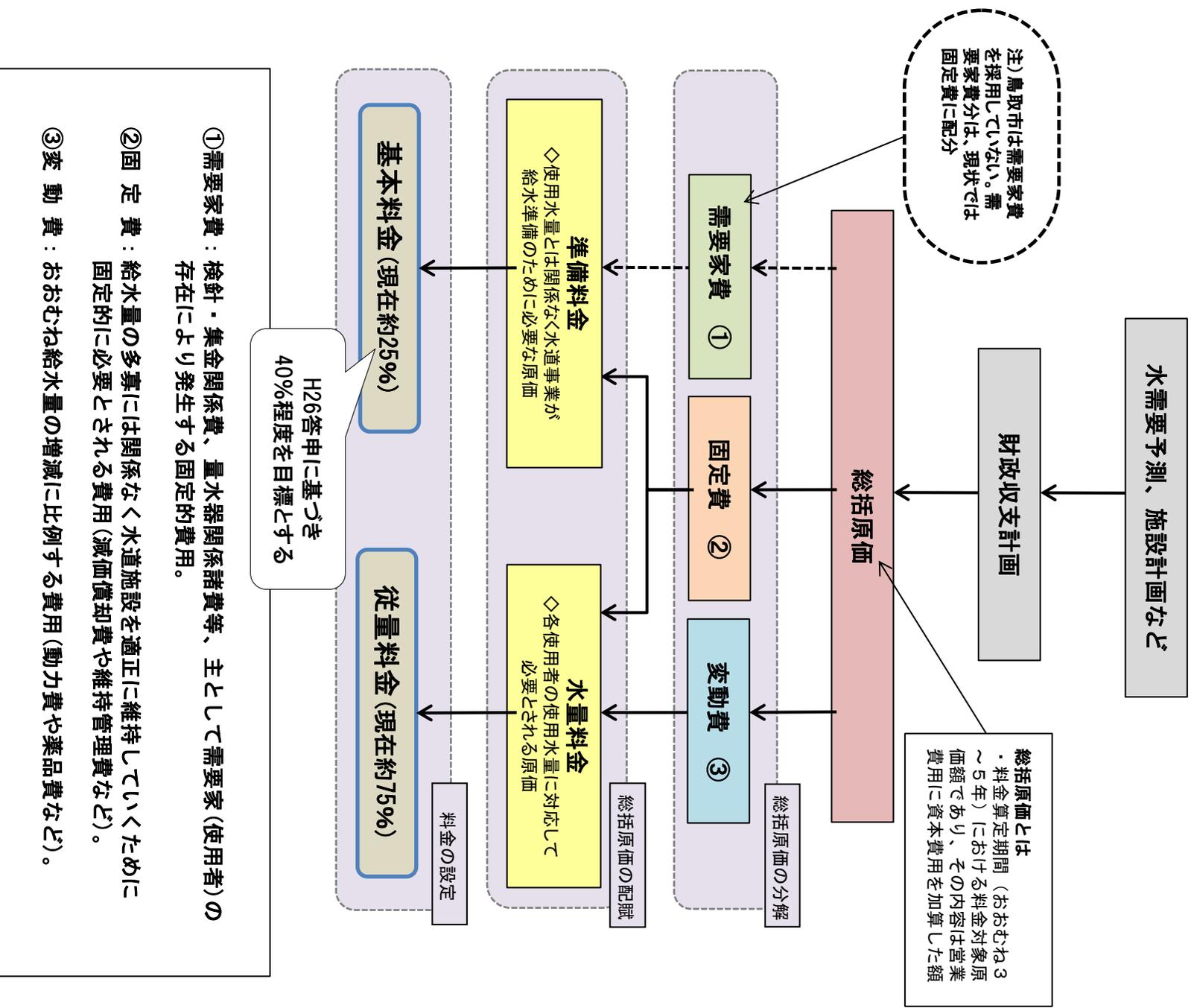


	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27
耐震施設率(鳥取市)	%	50.27	63.87	71.69	73.17	74.06	76.29
耐震施設率(全国平均)	%	38.05	41.28	44.46	47.10	49.70	

※全国平均の数値は、
 H22～H24：財団法人水道技術研究センターによる水道統計に基づく試算結果
 H25～H26：厚生労働省による耐震化状況の調査結果

資料3

水道料金算定要領に基づく水道料金算定フロー



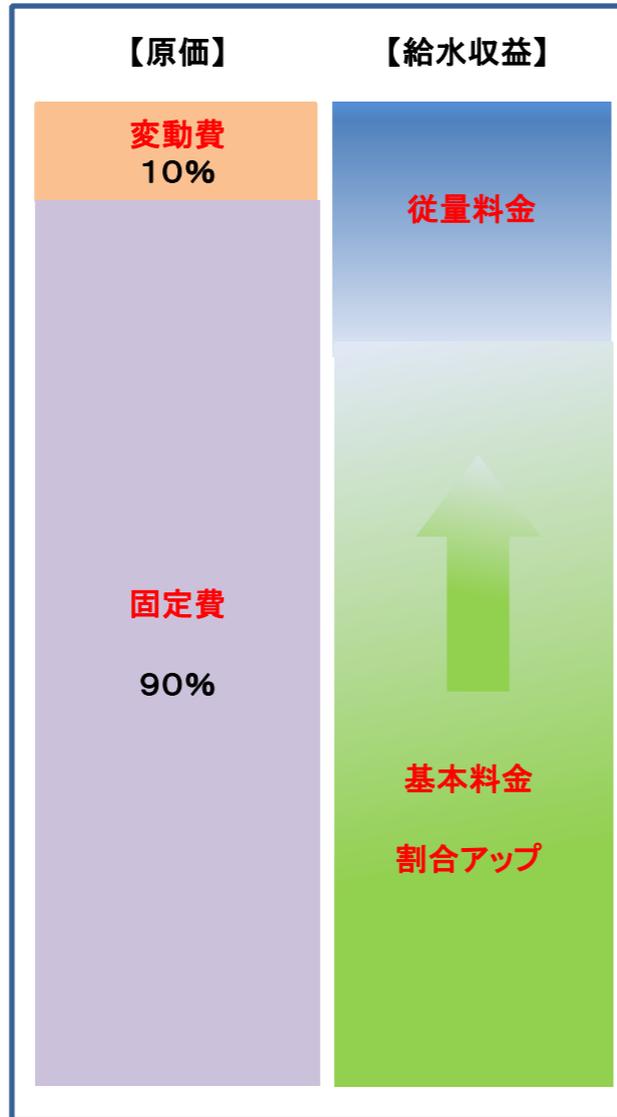
【給水収益に占める基本料金と従量料金の割合の目指す方向性について】

資料4-1
 (平成26年10月23日
 水道事業審議会
 議題(2) 関連資料1)

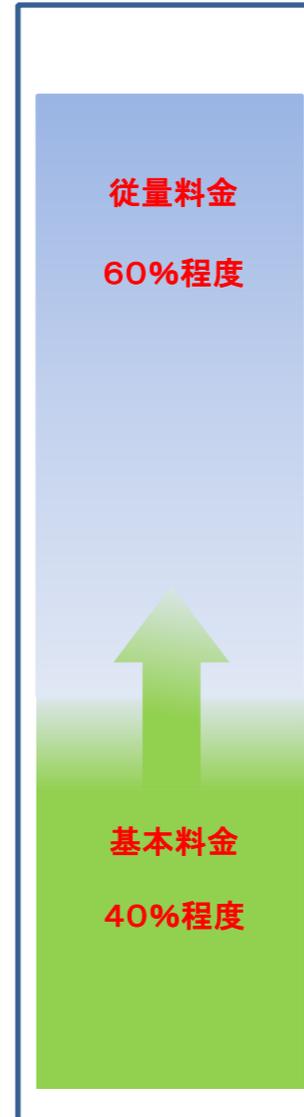
【平成25年度の給水収益】



【新水道ビジョンの考え】



【本市の目指す方向性】



- ・安定経営
- ・負担の公平性
- ・逡増度の緩和

・給水収益に対する基本料金の割合40%程度を目指す。
 ・生活用水への影響を抑制しつつ、小口径需要者の基本料金の増額を検討する。

※用語の説明

- ・固定費とは、給水量の多寡に関係なく水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされる費用をいう（減価償却費、維持管理費など）。
- ・変動費とは、おおむね給水量の増減に比例する費用をいう（動力費や薬品費など）。

資料4-2

平成 26 年 12 月 11 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

鳥取市水道事業審議会

会長 松 原 雄 平

水道料金の改定について (答申)

本審議会は、平成 26 年 5 月 28 日付け発水経第 260081 号で諮問のあった事項について、料金算定期間内の事業計画や財政収支の見通し、さらには長期的視点に立った鳥取市水道事業財政計画などを踏まえて、慎重に審議した結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

1 鳥取・国府地域、河原地域、青谷地域の現行水道料金を適正な額に統一することについて

- (1) 河原地域及び青谷地域の水道料金を現行の鳥取・国府地域の水道料金を統一することが適当である。
- (2) 実施時期については、平成 27 年 9 月の定例日以降に使用した水量から適用された。
- (3) 今後の社会情勢や水需要の動向等を勘案しつつ、長期的視点に立った鳥取市水道事業財政計画を踏まえ、平成 28 年度以降に水道料金改定を検討されたい。

2 今後の水道料金体系の在り方について

- (1) 本市の水道料金体系は、口径別の基本料金と従量料金で構成される 2 部料金制を採用している。また、従量料金は水道の使用量が多くなるほど、単価が高くなる通増料金制を採用している。

近年、水需要の減少や需要構造の変化など、経営環境の変化が急速に進んできており、このような状況下では、現行の通増料金制は有収水量の減少度合い以上に料金収入が減少するといった問題があり、水道事業経営に大きな影響を与えつつある。

言い換えれば、大口需要者が高い水道料金を負担することで、生活用水の低廉化を図ってきた現行の仕組みが成り立たなくなっている。

こうしたことは、全国的水道事業者共通の課題であり、国の「新水道ビジョン」に示されているとおり、本市においても、経営の安定化、需要者間の負担の公平性及び通増度の緩和の観点から、料金体系の時代に即した見直しが必要となってきている。

今後の料金体系の見直しの方向性としては、水量の多寡に関係なく経常的に発生する費用である固定費を、基本料金へ配分強化（40パーセント程度）して回収するとともに、受益者負担の原則及び負担の公平の観点から、小口径需要者の基本料金の増額を図られたい。

なお、小口径需要者の基本料金の増額は、生活用水の使用者への影響を抑制するため、緩やかに実施されるよう配慮されたい。

- (2) 料金収入に占める基本料金の配分強化と小口径需要者の基本料金の増額は、平成 28 年度以降の水道料金改定に合わせて検討されたい。

3 付帯意見

- (1) 市民の視点に立って、積極的な情報公開を引き続き行い、市民との情報の共有化を図るとともに、市民との合意のもとで事業の運営を図っていくよう努められたい。
- (2) 水需要が減少し、本市の給水収益が落ち込んでいるなか、引き続き効率的な事業運営を図るとともに、行財政改革に取り組み、健全な経営が維持できるように努められたい。
- (3) 江山浄水場から河原地域や簡易水道地域の一部への送水計画、青谷地域の安定した水質を確保するための浄水施設整備計画、さらには震災対策事業計画などの実施にあたっては、事業量を十分に把握・検討し、事業の執行に必要な財源及び適正な人員を確保したうえで、円滑な事業の推進に努められたい。
また、高度経済成長期以降に急速に整備した施設が、今後、大量に更新時期を迎えることや大規模な災害時における応急給水や早期復旧体制を構築することなど、これらの課題に対応するため、積極的に人材育成や技術継承を図るなど、市民の期待に沿える組織づくりに努められたい。

おわりに

水道は市民の日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである。

本市の水道事業は、市民に安全な水を安定して供給するため、老朽化した施設の更新や機能の向上、さらには施設の耐震化などの事業に積極的に取り組まれている。

これからも、市民の視点に立ち、市民に信頼される水道となるよう努力されとともに、健全な経営を維持しながら、水道の使命である安全・安心な水道水の安定供給に引き続き努められたい。